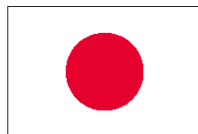


2025 年度 草の根・人間の安全保障無償資金協力



**Doado pelo
Povo Japonês**

2024 年 11 月 1 日現在

概要

草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下、草の根無償)とは、人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するものです。

対象

ローカル NGO、国際 NGO 及び州・郡における地方公共団体のように草の根レベルの経済社会開発プロジェクトを実施している非営利団体を被供与団体とし、資金供与を行います。中央政府・政府関係機関及び国際機関については、それぞれ、緊急事態に対する支援等、裨益効果が高く、かつ当該機関以外に当該事業の効果的・効率的実施が困難であると認められる場合に例外的に被供与団体として認めることとします。

供与限度額

供与限度額は、原則 1,000 万円以下とし、当該年度に設置された換算レートで供与致します。ただし特別な理由がある場合には、案件内容に応じて、例外的に最大 1 億円まで認められます。

また、プロジェクト資金が 300 万円を超えるプロジェクトに関しては、供与資金が適正に利用されたかを確認することを目的とし、外部の監査法人等に委託し外部会計監査を行う必要があり、費用については、草の根無償の支援対象とすることができます。

募集期間

2025 年度案件：2024 年 11 月 15 日～2025 年 1 月 31 日（必着）

重点分野

優先分野は教育、保健、水衛生の Basic Human Needs(BHN)分野とし、その他にも一般開発分野として、農業、ジェンダー問題や地球環境保全などの分野に関しても支援の対象に含めます。

< 支援例 >

1. 教育：教室，トイレ，貯水槽，塀の建設，学校家具の調達，学校への電気の設置
2. 保健：保健センターの建設，妊婦待合棟の建設，HIV/AIDS 対策関連施設の建設
3. 水衛生：井戸，小規模給水システム，トイレ等の建設，井戸維持管理教育，衛生教育
4. その他：小規模灌漑施設建設，廃棄物管理事業，ジェンダー問題解決に向けた支援，社会福祉関連事業など

応募から採択まで

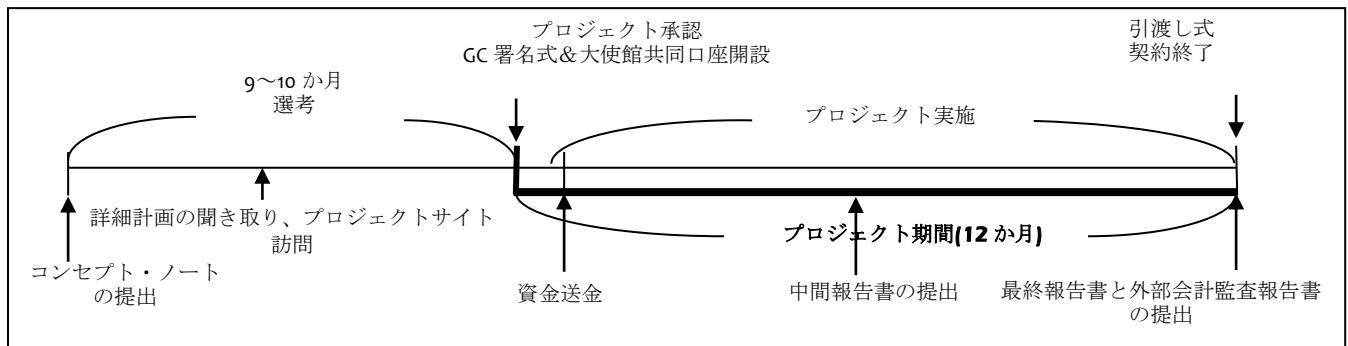
第一次選考において，2025 年度版コンセプト・ノート（応募用紙）を 2025 年 1 月 31 日（金）（必着）までに在モザンビーク共和国日本大使館まで電子メールで提出してください。

第一次選考を通過した団体に対してのみ，第二次選考に関する案内を送付致します。

また，選考開始から，プロジェクト採択まで平均 9～10 か月の期間を要します。

タイムフレーム

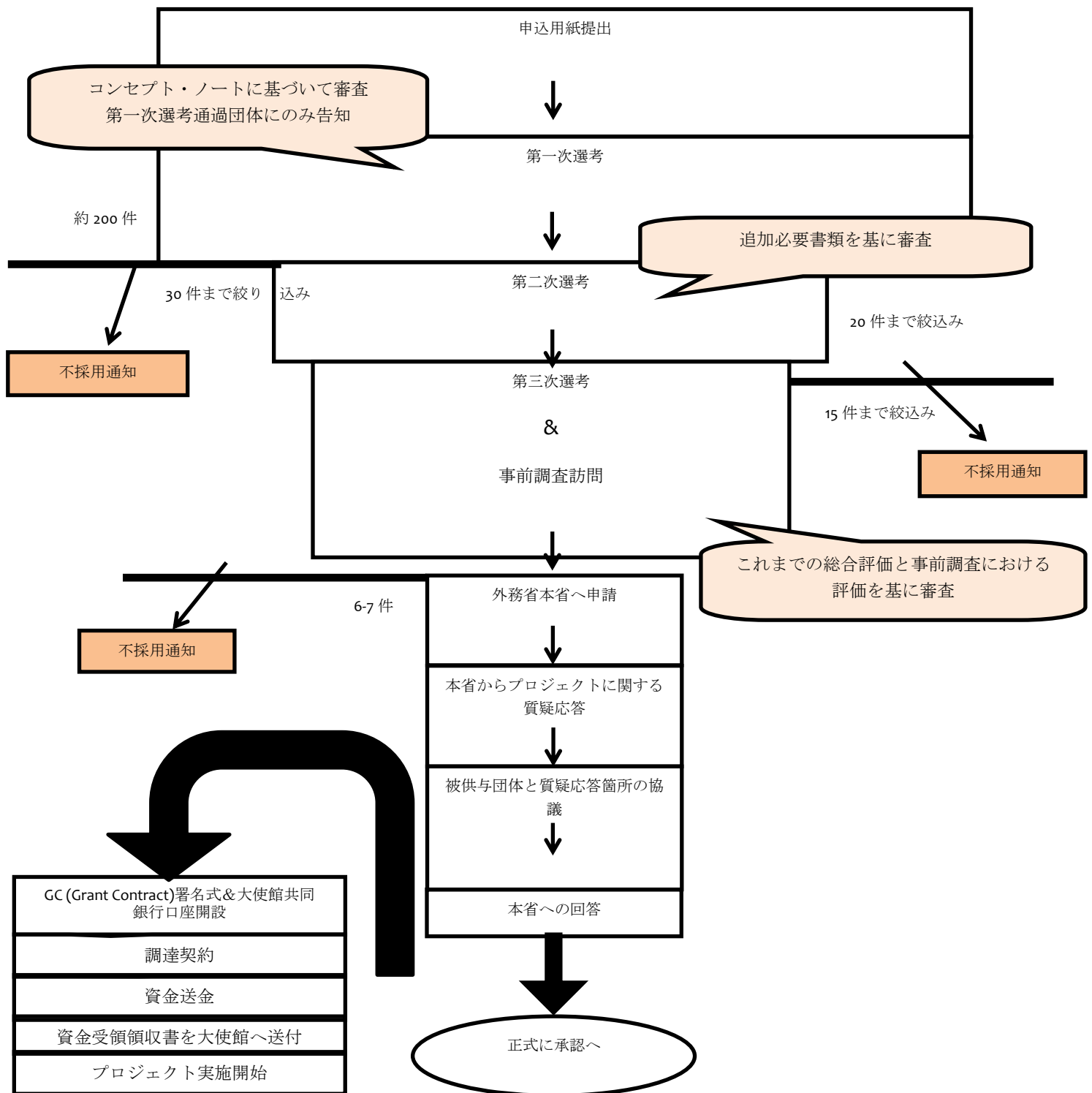
採択されたプロジェクトは贈与契約締結日より 1 年以内に実施を完了するものと致します。プロジェクトを実施する被供与団体は月間報告書，中間報告書，最終報告書を作成・提出することが義務づけられています。また，外部会計監査を行う必要があるプロジェクトでは，案件終了時に外部会計監査報告書を提出してください。



広報

- ✓ 建設物の場合は建設後に銘板を設置します。またその他供与機材には日章旗ステッカーを貼り付けます。
- ✓ イベント等で日本からの支援であることを明示します。
- ✓ 完成式典（住民、政府機関も参加）を実施します。

フローチャート



選考基準

選考は以下のとおり、団体の実施能力とプロジェクト効果を主な基準として行われます。

団体の実施能力	✓ モザンビークにおいて、少なくとも5年以上のプロジェクト実施経験があるか ✓ 過去に同セクターの、同様の案件を行った経験があるか ✓ 十分な人材を有しているか ✓ 当該団体に安定的かつ十分な規模の固定収入があるか ✓ 公的機関と良好な関係を構築しているか ✓ 経常経費、予想外コスト及び付加価値税(VAT)を支払うだけの財政能力を持ち合わせているか。
プロジェクト効果	✓ 地域コミュニティのニーズに適切に応えることが出来る内容であるか ✓ 直接的に地域住民が裨益することが期待される内容であるか ✓ 協力対象施設は十分なサービス提供能力を備え、人材とその人件費を抱えているか（例：医療機材供与を行う場合、供与先病院が適切な医療サービス提供が行えているか、十分な医療人材が配置されているか等） ✓ 適切なモニタリング評価体制が整っているか ✓ プロジェクトの持続可能性と維持管理体制が確保されているか（スเปアパーツの調達体制の確保を含めて） ✓ 地方政府のプロジェクト参加及び案件実施中のモニタリング（政府予算による）は保証されているか

※上記した選考基準はあくまで選考の目安です。

I. その他留意点

- 水供給及び灌漑施設整備案件については、事前に水源の調査が行われ、その結果を提示することが必要です。
- 資金供与の際には、大使館が指定する銀行にて、銀行特約型の専用口座を開設します。

II. その他の条件

当館は以下の品目に関し、支援対象からは除外していますので御了承願います。

- 被供与団体の運営に関わる経常経費(人件費、事務所借上げ費、光熱費、交通費等)
- 個人や企業の所得創出を主たる目的とした活動に係る運転開始資金
- 付加価値税(VAT)
- 銀行手数料
- その他税金（関税など）
- 事務用品(PC, プリンター, 電話, コピー機, キャビネット, 文房具等)など消耗品
- 食費, 旅費や会議に係る経費
- 土地購入に係る経費
- 一般車両(汎用性が高く私用に供しうる車両。ゴミ収集車, 消防車, 救急車等の特殊車両を除く)や燃料費
- 視聴覚機材
- 奨学金のように特定個人に直接資金や財産を付与することを目的としたもの
- 家畜購入費, 種や農薬のような農業資材
- 図書
- ワクチン

また、以下のようなプロジェクトは、支援対象からは除外していますので御了承願います。

- パイロット・プロジェクト
- PC トレーニング
- スポーツ・文化交流事業
- マイクロ・クレジット事業
- 高等教育機関に対するプロジェクト
- 教会建設のような宗教が関連するプロジェクト
- リサーチ・プロジェクト
- プライベートビジネスに関わるプロジェクト
- セミナー
- 酒、たばこ等、人体に害を及ぼす恐れのある嗜好品の生産
- 政治目的に関わるプロジェクト

実施案件例

州	セクター	プロジェクト	供与限度額	詳細
マプト	保健	ジンペト女性保健センター建設	70,406 米ドル	女性ヘルスケアセンターに子宮頸がん検査・治療病棟を建設する。
ガザ	水衛生	シヨクエ郡・ギジャ郡井戸建設計画	90,782 米ドル	井戸 2 基及び貯水タンク 4 基の整備を行う。
イニャンバネ	保健	マシシェ郡妊婦待合棟建設	86,895 米ドル	シクーケ地方病院敷地内に妊婦が滞在できる待合棟を建設する。
ソファアラ	保健	ベイラ市 X 線画像診断システム整備	81,937 米ドル	カトリカ大学医学部内に、デジタル X 線設備一式を整備する。
ザンベジア	教育	キリマネ市・街の図書館整備	83,200 米ドル	キリマネ市の図書館 2 ヶ所の建設、家具の整備、外部会計監査
ナンプラ	水衛生	モザンビーク島・モスリル郡井戸建設及び修繕	93,577 米ドル	モザンビーク島郡、モスリル郡において、井戸建設（5 基）、井戸修繕（5 基）、維持管理及び水衛生研修を行う。
ニアッサ	水衛生	マヴァゴ郡都給水整備	83,300 米ドル	井戸・給水棟建設（1 基）、給水管整備、8 箇所の公共水栓の建設
カーボデルガード	農業	農業生産向上のための灌漑整備	82,882 米ドル	マコミア郡ナンバウア地区及びキサンガ郡ビリビザ地区の小規模灌漑施設建設、研修プログラム、外部監査

連絡先

在モザンビーク共和国日本大使館

Av. Julius Nyerere 2832, Maputo P.O. Box 2494

Tel: (21) 499819/20 Fax: (21) 498957

Email: yukiyoshi.arisaka@mp.mofa.go.jp, aura.nelson@mp.mofa.go.jp

草の根担当: 有坂 之良、Sra. Aura Nelson



**Doado pelo
Povo Japonês**